

○議事日程（令和８年６月18日最終日）

日程第１ 会議録署名議員の指名

日程第２ 諸般の報告

日程第３ 議案第28号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例について

日程第４ 議案第29号 養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

日程第５ 議案第30号 養老町企業立地促進条例の一部を改正する条例について

日程第６ 議案第32号 令和８年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更について

日程第７ 議案第33号 令和８年度養老町一般会計補正予算（第１号）

日程第８ 議案第34号 令和８年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第１号）

日程第９ 議案第35号 令和８年度養老町下水道事業会計補正予算（第１号）

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

議長 野村 永一

○出席議員

１番 佐野 伸也

３番 西脇 康

５番 北倉 義博

７番 吉田 太郎

９番 野村 永一

11番 水谷 久美子

２番 大橋 みち子

４番 清水 由美子

６番 岩永 義仁

８番 早崎 百合子

10番 松永 民夫

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長 川地 憲元

副町長 田中 一也

教育長 早崎 京子

総務部長 川口 智也

総務部総務課長 尾前 眞理

総務部参事兼
企画財政課長 中島 和哉

総務部税務課長 杉野 雄士

住民福祉部長 近藤 真由美

住民福祉部
住民環境課長 吉村 和人

住民福祉部
健康福祉課長 無藤 宣宏

住 民 福 祉 部 長 子 ど も 課	香 川 明 美	産 業 建 設 部 長	竹 中 修
産 業 建 設 部 長 産 業 観 光 課	田 中 義 康	産 業 建 設 部 参 事 兼 建 設 課 長	近 藤 晴 彦
産 業 建 設 部 長 水 道 課	永 嶺 早 苗	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	若 山 実 穂
教 育 委 員 会 長 事 務 局	中 島 恵 美	教 育 委 員 会 長 教 育 総 務 課 長	伊 藤 め ぐ み
教 育 委 員 会 長 生 涯 学 習 課	徳 本 弘 基	消 防 長	高 橋 正 人
消 防 次 長 兼 消 防 課 長	玉 井 洋 祐	消 防 総 務 課 長	三 輪 正 俊

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長	加 納 康 宏	議 会 事 務 局 書 記	國 枝 利 法
-------------	---------	---------------	---------

(開議時間 午前 9 時30分)

○議長(野村永一君) おはようございます。

令和 8 年第 2 回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には何かと御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。前段を私が読み上げますので、後段の御唱和をお願いします。

—— 「町民憲章」朗唱 ——

○議長(野村永一君) 御着席願います。ありがとうございました。

本日の会議は全員出席であります。

インターネットライブ中継及び録画放送のため、議場内のビデオ撮影を行います。このインターネットライブ中継は、役場 1 階ロビーのモニターでも放送いたします。

なお、今定例会においては上着の着用を自由としております。

ただいまから令和 8 年第 2 回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(野村永一君) それでは、日程第 1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第127条の規定によって、5 番 北倉義博君、6 番 岩永義仁君を指名します。

○議長(野村永一君) 次に、日程第 2、諸般の報告を行います。

本日の日程はお手元に配付してあるとおりであります。

また、休会中に総務民生委員会、産業建設委員会、予算特別委員会が開催され、付託案件の審査報告書が議長に提出されました。

詳細については、後ほど委員長より報告を求めます。

これで諸般の報告を終わります。

○議長(野村永一君) それでは、日程第 3、議案第28号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例についてから日程第 5、議案第30号 養老町企業立地促進条例の一部を改正する条例についての 3 議案を一括議題として上程いたします。

この 3 議案は、各常任委員会の所管事項ごとにその委員会に付託し、それぞれ審査されましたので、ここで各委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めます。

最初に、総務民生委員会の報告を求めます。

総務民生委員会委員長 吉田太郎君。

○総務民生委員長(吉田太郎君) 総務民生委員会報告をします。

去る 6 月 8 日及び17日、各委員及び執行部の出席の下、総務民生委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の一部改正 2 件についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について報告いたします。

まず、議案第28号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例についてに関しましては、

1. 特定在留カードにはどのような項目が記載されているかの問いに対して、在留カードとマイナンバーカードの機能を併せ持ったものを特定在留カードとして新たに作成するものであり、記載内容は表面上には変わらないとの回答でした。

2. 在留カードとマイナンバーカードが一本化されることに伴い、本人及び事務手続上において気をつける点はこの問いに対しては、在留情報やマイナンバー情報の書き込みは手入力ではなく、必ず住民記録からコピーするなどして、誤りのないようなチェックしながら実施していく。既にマイナンバーカードを取得している人は、変更手続が必要であるが、それ以外の大きなデメリットはないものと考えているとの回答でした。

3. 紛失した場合の再発行はどのような手続になるかとの問いに対して、紛失した場合は、出入国管理局への手続で約 2 週間、役場へのマイナンバーカードの再発行手続で約 1 か月間、合計で 1 か月半程度かかると考えている。そのほか警察へ紛失届も必要となるとの回答でした。

4. 本町の在留外国人の人数は、また多い国籍はこの問いに対しては、中長期在留者は約 960 名、国籍は中国、ベトナム、インドネシアが多いとの回答でした。

次に、議案第29号 養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてに関しましては、1. 今回の改正により、一般隊員に支給される葬祭補償は幾らと試算されるかの問いに対して、在籍10年未満の一般隊員で62万1,000円との回答でした。

2. 消防団員が公務により行方不明になった場合の取扱いの問いに対して、行方不明となった非常勤消防団員等の生死が 3 か月間分からない場合、また死亡が 3 か月以内に明らかとなり、かつその死亡時期が分からない場合は、行方不明者となった日に死亡したと推定するとの回答でした。

以上、審査に付されました条例の一部改正 2 件議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、全員賛成により原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、総務民生委員会の審査結果並びに結果報告といたします。

○議長（野村永一君） 総務民生委員会委員長の報告が終わりました。

これより総務民生委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については総括質疑が終了しておりますので、所属外の議員から経過及び結果についての質疑といたします。

また、審査の経過及び結果についての質疑は、総務民生委員会委員長に答弁をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

次に、産業建設委員会の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 佐野伸也君。

○産業建設委員長（佐野伸也君） 産業建設委員会報告をいたします。

去る6月8日、各委員及び議長並びに執行部の出席の下、産業建設委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました条例の一部改正1件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず、議案第30号 養老町企業立地促進条例の一部を改正する条例についてに関しましては、1. 今回の改正で工場等施設奨励金の上限額が1億円に設定されるが、近隣市町の状況はどうかの問いに対して、西濃圏域では、大垣市は5年間で5億円、大野町は1年間で1億円を上限として設定している。他の市町は上限額を設けていないとの回答でした。

2. 既存の町内企業が増築等を実施した場合、工場等施設奨励金の対象となるかの問いに対し、投資総額が5,000万円以上の場合、対象となる。固定資産税が1億円以上になれば上限額までとなるが、過去の事例では上限額を超えるような投資は行われていないとの回答でした。

3. 企業が用地を取得、造成したのみの場合は対象となるかの問いに対して、創業開始後しか対象とならないとの回答でした。

4. どれぐらいの投資額で上限1億円に達する試算となるかの問いに対して、土地取得額と評価額のずれや償却資産の経年減点分などを考慮すると、おおよそ投資額80億円くらいと試算されるとの回答でした。

5. 上限1億円の工場等施設奨励金を交付した場合、普通交付税への影響額はの問いに対して、一般的に1億円の場合は75%が基準財政収入額に算入されるため、普通交付税が7,500万円減税される。上限額を設けないと、投資額が増えれば増えるほど奨励金交付額が増額することに加え、普通交付税が減額されるため、町の財政負担が大きくなっていくとの回答でした。

6. 企業以外の公社や共同体などは対象となるかの問いに対して、対象業種としては、製造業、運送業、卸売業、植物工場等、その他町長が適当と認める事業と規定しており、規定以外の場合は内容を確認して検討する形となるとの回答でした。

以上、審査に付されました条例の一部改正1件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、産業建設委員会の審査経過及び結果報告といたします。

○議長（野村永一君） 産業建設委員会委員長の報告が終わりました。

これより産業建設委員会委員長報告に対する質疑を行います。

なお、これらの案件については総括質疑が終了しておりますので、所属外の議員から経過及び結果についての質疑といたします。

また、審査の経過及び結果についての質疑は、産業建設委員会委員長に答弁をお願いします。

質疑はありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（野村永一君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより議案ごとに順次討論及び採決を行います。

まず、日程第3、議案第28号 養老町印鑑条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第29号 養老町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第30号 養老町企業立地促進条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（野村永一君） 次に、日程第6、議案第32号 令和8年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についてから、日程第9、議案第35号 令和8年度養老町下水道事業会計補正予算（第1号）までの計4議案を一括議題として上程いたします。

この4議案は、予算特別委員会に付託し審査されましたので、予算委員会委員長より審査の経過及び結果についての報告を求めます。

予算特別委員会委員長 清水由美子君。

○予算特別委員長（清水由美子君） 予算特別委員会報告をさせていただきます。

去る6月8日、各委員及び議長並びに執行部出席の下、予算特別委員会を開会いたしました。

審査事項は、当委員会に付託されました繰入れの変更1件、令和8年度一般会計及び特別会計等補正予算3件、合計4件の議案についてであります。

委員会での主な質疑と審査結果について御報告いたします。

まず、議案第32号 令和8年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についてにしましては、特に質疑はありませんでした。

次に、議案第33号 令和8年度養老町一般会計補正予算（第1号）にしましては、
1. 楽しい農業・儲かる農業実現支援事業、地域農業構造転換支援事業の事業内容はの問いに対して、楽しい農業・儲かる農業実現支援事業は、県の要綱改正により、元気な農業産地構造改革支援事業から名称変更したもので、農業事業者からの資機材導入の申入れに伴い、県へ追加申請した結果、内包通知があったため予算計上した。1事業者から乾燥機導入の申入れがあったもの。

地域農業構造転換支援事業は、物価高騰に伴い、担い手に対して経営改善に不可欠な機械・施設導入の助成金を早期に交付し、農業生産を維持・持続させることを目的として県へ申請した結果、内包通知があったため予算計上した。4事業者から乾燥調整機、コンバイン、あぜぬり機、トラクター導入の申入れがあったものの回答でした。

次に、議案第34号 令和8年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第1号）にしましては、1. 作業員の高齢化による環境改善を目的として、豚大腸切開機を設置するとのことだが、今後の環境改善をどう考えているかの問いに対して、今回は顕著

に必要性がある部分に対応するものであり、今後も施設内の状況を見ながら、真に必要なものについて補正対応させていただくとの回答でした。

次に、議案第35号 令和8年度養老町下水道事業会計補正予算（第1号）に関しましては、特に質疑はありませんでした。

以上、審査に付されました繰入れの変更1件、令和8年度一般会計及び特別会計等補正予算3件、合計4件の議案につきましては、質疑、討論、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、予算特別委員会の審査経過並びに結果報告といたします。

○議長（野村永一君） 予算特別委員会委員長の報告が終わりました。

ただいまの予算特別委員会委員長報告に対する質疑ですが、これらの案件については、議会初日に総括質疑が終了しており、私以外の委員会所属外の議員がいないことから、省略いたします。

これより議案ごとに順次討論及び採決を行います。

まず、日程第6、議案第32号 令和8年度養老町立食肉事業センター特別会計の繰入れの変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第33号 令和8年度養老町一般会計補正予算（第1号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 8、議案第34号 令和 8 年度養老町立食肉事業センター特別会計補正予算（第 1 号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 9、議案第35号 令和 8 年度養老町下水道事業会計補正予算（第 1 号）の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行います。

本案に対する委員長報告は可決とするものです。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野村永一君） 挙手全員です。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

○議長（野村永一君） これをもちまして、本日の議会日程にあります議案の審議は全て終了しました。

お諮りします。

次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会閉会中も議会運営委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も次回の議会日程、運営の審査及び所管事務の調査等について、議会運営委員会に付託することに決定しました。

○議長（野村永一君） お諮りします。

この第 2 回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集

手法の調査・研究について、議会閉会中も議会だより編集特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中も第2回定例会の審議内容等を報告する機関誌の編集に関する全ての業務及び編集手法の調査・研究について、議会だより編集特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長（野村永一君） お諮りします。

総務民生・産業建設の各常任委員会及び予算特別委員会、議会改革特別委員会の所管事務の調査について、議会閉会中も継続して調査・研究することにいたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（野村永一君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員会及び予算特別委員会、議会改革特別委員会の所管事務の調査について、継続して調査・研究することに決定しました。

○議長（野村永一君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

これをもちまして、令和8年第2回養老町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

（閉会時間 午前9時58分）

以上、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和 8 年 6 月 18 日

議 長 野 村 永 一

議 員 北 倉 義 博

議 員 岩 永 義 仁